

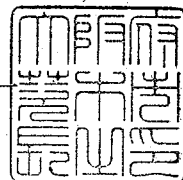
茨木市公告第 15 号

茨木市市営住宅管理システム更新業務委託に係る
プロポーザル公告について

茨木市市営住宅管理システム更新業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 7 年 6 月 9 日

茨木市長 福岡 洋



1 業務概要

- (1) 業務名 茨木市市営住宅管理システム更新業務委託
- (2) 業務の目的 Access2016 のサポート終了に伴い、現行システムの保守期限が令和 8 年 3 月 31 日で終了する。また、従来から Excel 等システム外でデータ管理しているものが多くあり、入力処理の煩雑化や事務の非効率化が発生している。これらのことから、データの一括管理できる新システムを構築し、令和 8 年度から運用することを目的とする。
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 当該業務の予算額等

19,525,000 円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。なお、評価に際しては、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の保守費用についても評価点の対象とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積書）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、今回徴取する次年度（以降）の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではない。

3 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じており、ISMS（ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証を受け、定期的に更新がなされていること。
- (5) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 条第 1 項第 6 号に規定する場合又は同項第 7 号の規定する場合に該当しないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）、他自治体において、公営住宅管理システムの構築又は保守管理に関する履行実績があること。

5 プロポーザル実施要項について

茨木市市営住宅管理システム更新業務委託に係るプロポーザル実施要項のとおり

日程

質問期限	令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 3 時まで（必着）
質問に対する回答	令和 7 年 6 月 19 日（木）
参加申込期間	令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 9 時から 令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 3 時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。
参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 25 日（水）
企画提案書提出期間	令和 7 年 6 月 26 日（木）午前 9 時から 令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 3 時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前 9 時から午後 5 時までとする。
第 1 次審査結果通知	令和 7 年 7 月 16 日（水）
第 2 次審査	令和 7 年 7 月 23 日（水）（予定）

第2次審査結果通知 令和7年7月29日(火) (予定)
契約締結・業務開始 令和7年8月初旬 (予定)

6 問い合わせ先(事務局)

茨木市 建設部建築課 担当 大久保、北上

TEL 072-620-1653 (直通)

E-mail: kenchiku@city.ibaraki.lg.jp